

# 15のいす

## 弁論のかたち

最高裁判所判事

滝井 繁 男

私は、この15の椅子の一つに座ることになる前には、ほぼ40年間弁護士の職にあった。そして、その間、大法廷を含めて何回か当事者席に立って弁論をする機会を得た。

今、この15の椅子の一つに座って、当事者席から発言した頃のことを思い起こす。初めてそこに立ったとき、この椅子は、遠く、そして高いところにあるように見えた。

最高裁判所の法廷には、他の法廷とは異なる独特の雰囲気があって、限られた時間内にとどのような弁論をするのが有効適切なのかは、当事者にとっては悩ましく思うことが多い。

そのためであろうか、裁判所から<sup>あらかじ</sup>予め提出した書面に補足して陳述することがないかと尋ねても、「ない」という返答が返ることが多い。

精根を傾けて作成した書面には、付け加えることはないということかもしれないが、尋ねた立場に立つといささか<sup>さび</sup>淋しいと思うこともある。

予め提出された書類の要約という弁論も

少なくないが、提出された書類は既に十分に読んでいるのであるから、その要約は、補足して陳述を求める趣旨には合わないのではなからうか。やはり、強調したいと思うことを提出済みの書面と別の切り口で論

じられるものは心に残るものである。

弁論の生命はその論理性にある。しかし、それは説得のためのものであり、論理性だけで十分というものではない。論者の情熱とか説得する者として弁<sup>わきま</sup>えるべき誠実さといった、理論には表れないものにも説得力を感じることがある。

最近では、パソコンを用いるせいか、総じて書面は長い。もとより長ければ説得力がある

というものではない。長文の書面には深い<sup>すいこう</sup>推敲の跡がないと感ずることが少なくない。弁論となると、冗長なものは長い書面以上に始末に悪い。限られた時間内に、論点を的確に指摘した弁論を聞くと、書面とは違う深く染みいるものを感じるのであって、かつて自分が当事者席からした弁論がどう受け取られたか、と振り返ることがあるのである。

